

「なかよし給食」が行われました

本校では、1年生と6年生、2年生と4年生、3年生と5年生とがペアとなって10人ほどの班をつくり、年間2回（次回は3学期）の「なかよし給食」を行っています。一緒に給食を食べたり、遊んだりしてなかよし学級で楽しく交流します。また、高学年にとっては低学年のお世話をしたりリーダーシップを発揮したりする場にもなっています。

第1回目の6月9日（火）は、あいにくの雨で外では遊べませんでしたが、教室の中で一緒に楽しく遊ぶことができました。

なかよし班については、2学期に行う羽津北フェスティバルや津波避難訓練の際にもグループとして一緒に活動しています。



P T A主催「子どもの未来を語る会」が開催されました

6月8日（月）の夜、「ケータイ、スマートフォンの正しい利用の仕方」について、市役所にある青少年育成室の藤田さんを講師にお招きして、話し合いを持ちました。

平成27年1月に四日市市教育委員会が行ったアンケート調査でも、ケータイ・スマートフォンの所有率が小6で38.1%、中3で69.5%にのぼっており、参加したみなさん全員が「身近な問題」「他人事ではない心配な問題」として真剣にとらえていただいていることを肌で感じることができました。

講師先生のお話やグループに分かれての話し合いを通じて、今、子どもたちがさらされている危険なネット事情の実態を理解するとともに、使い方を誤ると生活習慣の乱れやネット依存症、友だちとのトラブルやネットいじめ等を引き起こしかねないといったことも再認識することができました。

結論的には、①保護者がきちんと管理する ②保護者が子どもに対して模範となる姿を見せる ③家族で決めたルールにもとづいて使用させる ことが重要であるという話でした。（裏面に、H27.7より改正される三重県青少年健全育成条例について掲載します。）

「三重県青少年健全育成条例の一部改正」について H27.7.1～

青少年が使用する携帯電話端末等へのフィルタリング利用を徹底し、適切なインターネットの利用を促進するため、携帯電話事業者（携帯電話事業者・販売店等）、保護者及び県の義務を規定する条項を追加するものです。

1 携帯電話事業者への義務付け

（１）携帯電話端末等の使用者の年齢確認

携帯電話回線利用の契約をする際、携帯電話端末等の使用者が青少年（１８歳未満）でないかどうかの確認が必要となります。

（２）携帯電話端末等の使用者が青少年の場合の保護者等への説明

以下の項目の説明と説明内容を記載した書面の交付が必要となります。

ア 携帯電話会社が提供する回線やその他の方法を用いてインターネットに接続することで、青少年有害情報を閲覧等する機会が生ずること

イ インターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、自己又は他人に対して有害な行為をするおそれがあること

ウ 提供可能なフィルタリングサービス、フィルタリングソフトウェアの内容

エ フィルタリングサービスを利用しない旨の申出には、三重県青少年健全育成条例施行規則（以下「規則」という。）に規定する正当な理由が必要であること

（３）保護者から提出された書面の保存

保護者から提出された書面の保存（契約終了日もしくは当該青少年が１８歳に達する日のどちらか早い日まで）が必要となります。

2 保護者に対する義務付け

（１）フィルタリングサービスを利用しない旨の申出にかかる書面の提出

青少年が使用する携帯電話端末等について、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づきフィルタリングサービスを利用しない旨の申し出をする場合、携帯電話会社に対し、以下を記載した書面の提出が必要となります。

ア 申出年月日

イ 保護者の氏名

ウ 保護者の電話番号

エ フィルタリングサービスを利用しない正当な理由 ※ 規則で規定

- ・ 就労している青少年の業務に著しい支障が乗ずる場合
- ・ 心身に疾病や障がい等を有する青少年の日常生活に著しい支障が生ずる場合
- ・ 保護者が青少年のインターネット利用状況を適切に把握し、当該青少年が有害情報を閲覧させないようにする場合

（２）家庭における環境づくり【努力義務】

家庭においては、青少年が適切にインターネットを利用できる環境をつくるため、以下のことに取り組んでいただきます。

ア 携帯電話事業者の円滑な説明への協力

イ 青少年が使用する携帯電話端末等によるインターネット利用状況の把握と **家庭でのルール作り等**

3 県への義務（略）

（例）

その１ 夜９時以降はさわりません。

その２ 勉強中、食事中は電話もメールもしません。

その３ 使用や保管はリビングでします。

その４ メールを送るのは、一日〇回までにします。

その５ メールや掲示板には相手を傷つけることは書きません。

その６ 困ったことがあったら、すぐに相談します。

その７ ルールを守れなかったら、親に１週間あずけます。